

酒々井町電子入札システム運用基準

1 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、酒々井町電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、法令または酒々井町財務規則（平成19年酒々井町規則第15号）および酒々井町電子入札約款に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の意義

(1) 酒々井町電子入札システム

酒々井町の発注する建設工事または製造の請負、測量、設計等の業務委託および機械器具、その他の物品の購入等の契約に係る入札において、案件の登録から入札参加申請書、入札書の提出や受理ならびに落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して処理するシステムをいう。

なお、酒々井町電子入札システムは、ちば電子調達システムにおける電子入札システムを利用するものとする。

(2) 入札参加資格者名簿

酒々井町建設工事等入札参加資格者名簿をいう。

(3) 電子入札

この運用基準において、電子入札システムで処理する入開札事務をいう。

(4) 紙入札

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書および見積内訳書等を使用して行う入開札事務をいう。

(5) 電子入札業者

この運用基準において、電子入札システムに参加する入札参加者をいう。

(6) 紙入札業者

紙に記載した競争入札参加資格申請書、入札書および見積書等を使用して行う入札参加者をいう。

(7) ICカード

コアシステム対応認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、電子入札業者と酒々井町の双方でICカードを使用した情報のやり取りを行う。

インターネットなどを利用した電子文書のやりとりで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(8) 電子くじ

電子くじの公平性を保つため、電子入札業者が入力した任意の数字（くじ入力番号）と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステムをいう。

2 共通事項

2-1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、入札手続およびこれに関連する情報公表等をインターネット技術を利用して行うことにより、入札過程におけるコストの縮減を図るとともに酒々井町における入札・契約事務のより一層の透明性を図るものとする。

また、このシステムは、従来紙によって行われてきた各業務を電子化することにより、入札・契約事務の簡素化・合理化を図るものである。

システムは、酒々井町で案件登録、入札参加資格、入札書等の受付確認および通知、開札執行および開札結果の通知等を行う「発注者機能」、電子入札業者側で入札書提出などを行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」などから構成される。

2-2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用することができる者は、ICカードを取得し、かつ、酒々井町入札参加資格者名簿に登録されている者とする。

2-3 対象入札方式

電子入札システムの対象入札方式は、次の入札方式とする。

- ① 一般競争入札方式
- ② 指名競争入札方式

2-4 対象入札案件

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ酒々井町が指定および公表する工事または製造の請負、測量、調査、設計、清掃、警備等の業務委託および物品の買入れ等に係る入札案件を適用する。

この基準を適用する入札にあっては、原則として全ての入札参加者がシステムにより電子入札を行うものとする。

2-5 システムに関する問い合わせについて

電子入札システムの利用上の問い合わせは、千葉電子自治体共同運営協議会のサポートデスクにより、次にとおり対応するものとする。

対応方法 電話および電子メール

時間 平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、午後5時以降の受付は電子メールとし、回答は翌日以降に行うも

のとする。

2-6 システムの運用時間

電子入札システム運用時間は、原則として次のとおりとする。

No.	対 象 者	電子入札システム
1	発 注 機 関	8：00から24：00まで (県の休日を含む)
2	入 札 参 加 者	8：00から24：00まで (県の休日を含む)

ただし、システムメンテナンス等により、システムを停止できるものとする。

その場合、ちば電子調達システムポータルサイトまたは酒々井町ホームページにおいて公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3 電子入札システム

3-1 ICカードの取扱いについて

3-1-1 利用者登録について

電子入札システムの利用者登録は、初めて電子入札システムを利用する場合および新しくICカードを取得した場合に行うものとする。

なお、同一のICカードで複数の登録部門に利用者登録をすることができる。

3-1-2 利用者登録内容の変更について

電子入札利用者登録事項に以下の変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

変更内容は以下のものとする。

企業情報

- ①電話番号
- ②FAX番号
- ③部署名

代表窓口情報、ICカード利用部署情報

- ①連絡先名称（部署名）
- ②連絡先郵便番号
- ③連絡先住所
- ④連絡先氏名
- ⑤連絡先電話番号
- ⑥連絡先FAX番号
- ⑦連絡先メールアドレス

3-1-3 ICカードの名義人について

ICカードの名義人（商号または名称、住所を含む。以下同じ。）は、酒々井町入札参加資格審査を申請した代表者または代理人（年間委任状にある受任者とする。以下同じ。）とする。

ただし、代理人は代表者のICカードを利用できる。

なお、名義人の変更等の事由が生じた場合、必要に応じて再取得の手続きを行うものとする。

3-1-4 ICカード複数枚の登録について

入札参加者は、ICカードの喪失または破損等に備えて、予備のICカードを購

入し、あらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

3-1-5 ICカードの更新について

入札参加者は、ICカードの有効期限切れが間近の場合、ICカードの更新を行うものとする。

また、ICカードの更新は、旧ICカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。

ただし、更新のための新規ICカードは、「所属組織名」「所属組織の本店所在地」「利用者氏名」「利用者の住所（ローマ字表記）」のカード登録内容のすべてが旧ICカードと一致するものとする。

ICカードの更新後、旧ICカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

3-1-6 ICカードの失効について

以下の示す事象が発生した場合、ICカードが失効となるため、速やかに認証局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きを取るものとする。

- ①紛失・盗難
- ②破損
- ③利用中止
- ④ICカードがロックした時（ICカード用PIN番号の誤入力）
- ⑤名義人となっている代表者を変更した時
- ⑥以下に示す、電子証明書情報を変更した時
 - ・利用者氏名
 - ・利用者の住所
 - ・所属組織名
 - ・所属組織の本店所在地（登記簿事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ）
- ⑦利用者が退職したとき

3-1-7 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という。）用に使用できるICカードは、特定JVの構成員の代表者（入札参加資格者名簿に記載されている者）または代理人のICカードとする。

3-2 対象入札案件の取扱いについて

3-2-1 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出について

入札参加希望者は電子入札案件について、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出は、電子入札システムで行わなければならない。

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出を、入札参加申込締切日時（締切日時直前）から相当な余裕をもって提出するものとする。

3-2-2 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出後の辞退について

入札参加者の都合により、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出後、入札書の提出前に入札を辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退の理由を明記した辞退届を提出するものとする。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合は、入札執行担当課へ電話等で連絡のうえ、紙様式により辞退届を提出するものとする。

3-2-3 入札参加申込締切日時を変更した場合について

酒々井町の都合により、入札参加申込締切日時を変更した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、酒々井町ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-2-4 案件が変更された場合について

酒々井町の都合により、調達案件情報を修正した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、酒々井町ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-2-5 案件が取り消された場合について

酒々井町の都合により、入札参加申込締切日時前、入札書締切予定時刻前及び開札前に調達案件を取り消した場合、既に提出済みの一般競争入札参加資格確認申請書および入札書等は無効とし、入札参加申込みをした者に対し電子入札システムにより中止通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに中止通知書の内容を確認するものとする。

また、酒々井町ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-3 一般競争入札参加資格確認申請書等の添付資料の取扱いについて

3-3-1 必要書類の添付について

一般競争入札資格確認申請書等の必要書類、または見積内訳書等は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル要領は3MB以内とする。

なお、添付するファイルのサイズが合計3MBを超える場合、別途指定がある場合および添付することが困難な書類にあっては、郵送または持参によって提出するものとする。

ただし、必要書類を郵送または持参する場合、提出方法（郵送か持参の別）、書類の目録・ページ数、提出年月日を記載した「提出書類一覧表」（第1号様式）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用するアプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2003 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2003 形式以下での保存
3	PDF ファイル	Acrobat7 以下で作成したもの
4	テキストファイル	—
5	画像ファイル	JPEG 及び GIF 形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できないので注意すること。

3-3-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、ZIP 又は LZH 形式に限定し、自己解凍形式（EXE 形式）は無効とする。

3-3-3 郵送または持参による必要書類の提出について

必要書類を郵送または持参する場合は、原則として、電子入札システムの競争入札参加資格確認申請書受信確認通知、入札書受信確認通知を印刷したものを同封の上、必ず必要書類一式で提出するものとし、郵送に当たっては、封筒の表に件名および入札日を朱書きして配達記録が残る書留郵便等を利用するものとする。

また、必要書類の提出は、特に指定がある場合を除き、電子入札システムの提出期限と同一とし、提出期限内必着とする。

3-3-4 必要書類の再提出について

一般競争入札参加資格確認申請書等に添付した書類に誤り等があり、受付票を受

理していない時は、参加申込締切日時までに酒々井町に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得たものに限り必要書類の再提出ができるものとする。

3-3-5 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

添付された書類にウィルス感染があった場合、酒々井町は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3-4 指名通知および入札書の取扱いについて

3-4-1 指名通知について

指名競争入札に係る指名通知は、電子入札システムを利用して行うものとする。

ただし、電子入札システムで受理できない入札参加者に対しては、紙入札と同一とする。

3-4-2 入札書の提出について

入札参加者は、電子入札案件について、入札書の提出は、電子入札システムで行わなければならない。

ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3-6の規定によるものとする。

入札書の提出期限は、あらかじめ発注機関が設定した入札書受付締切予定日時をもって、システムにより締切るものとする。

以降酒々井町は、いかなる場合においてもその後は、入札書を受付けないものとする。

入札書受付締切予定日は、入札書受付開始予定日の翌日以降とし、開札予定日は、入札書受付締切予定日の翌日を標準とする。

ただし、入札書受付締切予定日時の翌日が休日の場合、休日の次の平日とする。

入札参加者は、入札書受付締切予定日時（締切日直前）から相当な期間余裕をもって入札書を提出するものとする。

3-4-3 入札書受付締切予定日時を変更した場合について

酒々井町の都合により、入札書受付締切予定日時を変更する場合、電子入札システムにより、入札参加者に対し日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

また、酒々井町ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-4-4 入札書提出後の辞退について

入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合は、電話等で入札を辞退する旨を連絡のうえ、紙様式により辞退の理由を明記した入札辞退届を入札執行担当課長に持参により提出するものとする。

3-4-5 入札書未提出の取扱いについて

入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに、入札書の提出を行わず、かつ、開札開始予定日時までに、入札辞退届の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

3-5 入札金額内訳書の取扱いについて

3-5-1 入札金額内訳書の添付について

入札金額内訳書は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、ファイル要領は3MB以内とする。

添付する書類の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用するアプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2003 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2003 形式以下での保存
3	PDF ファイル	Acrobat7 以下で作成したもの
4	テキストファイル	—
5	画像ファイル	JPEG 及び GIF 形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できないので注意すること。

3-5-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、ZIP 又は LZH 形式に限定し、自己解凍形式（EXE 形式）は無効とする。

3-5-3 電子入札システムで添付できない入札金額内訳書の提出について

添付する入札金額内訳書のサイズが合計3MBを超える場合、別途指定がある場合および添付することが困難な書類にあつては、郵送または持参によって提出するものとする。

この場合、「提出書類一覧表」（第1号様式）を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次により郵送または持参により提出するものとする。

- ①封筒に入札金額内訳書と入札書受付票を印刷したものを入れ、その表に入札金額内訳書在中の旨並びに件名を記入すること。
- ②郵送の場合は、入札書受付締切予定日を指定（配達日指定郵便）して、配達記録が残る書留郵便を利用すること。
- ③提出先は、公告文記載の入札執行担当課とする。

上記の規定にかかわらず、別途指定がある場合は、それに従うこと。

3-5-4 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチ

チェックを行うものとする。

添付された書類にウイルス感染があった場合、酒々井町は、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3-6 開札について

3-6-1 開札方法について

酒々井町は、事前に設定した開札予定日時後速やかに開札を行うものとする。

ただし、紙入札業者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、電子入札書を一括開札するものとする。

3-6-2 開札時の立会いについて

開札は、開札立会人の面前において電子入札システムにより行うものとする。

3-6-3 落札者決定について

酒々井町は、落札者が決定した場合、電子入札システムにより、電子入札業者全員に落札者決定通知書を発行するものとする。

なお、紙入札業者については、落札者に対して落札者として決定した旨を電話等により連絡する。

3-6-4 くじになった場合の取扱い

酒々井町は、落札となるべき同価格の入札参加者が二人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合、直ちに電子入札システムにおいて電子くじを実施するものとする。

なお、紙入札業者の場合については、入札書に記載したくじ番号を入札執行者が電子入札システムに入力するものとする。

入札書にくじ番号の記載が無い場合は、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号をくじ番号とする。

3-6-5 再度入札について

酒々井町は、再度入札が必要な場合、入札参加者のうち再度入札対象者に対し、電子入札システムから電子メールにより、再入札通知書を発行した旨を通知するものとする。

再度入札対象者は、電子入札システムにより速やかに再入札通知書の内容を確認するものとする。

この場合、電子入札システムによる入札書の提出日時は、原則として初回開札日の翌日以降とし、締切日時後、直ちに開札する。

ただし、すべての再入札書等の提出が確認できた場合は、提出期限を待たず締切ることができる。

3-6-6 不落随意契約

酒々井町は不落随意契約（予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札者がいない場合に行う随意契約（以下「不落随契」という。））に移行する場合、電子入札システムにより、見積依頼対象者に見積依頼通知書を発行するものとする。

見積依頼対象者は、電子入札システムにより速やかに見積依頼通知書の内容を確認するものとし、以下のとおり処理を行うものとする。

ただし、下記のいずれかの処理を行わない場合、入札参加意思のない者とみなす。

- ①見積書を提出する意思のある者は、見積書を提出すること
- ②見積書を提出する意思の無い者は、辞退届を必ず提出すること

3-6-7 入札の保留について

酒々井町は、入札を保留する場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。

ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

3-6-8 開札の延期について

酒々井町は、開札を延期する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に日時変更通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

3-6-9 入札の取りやめについて

酒々井町は、入札不調等により入札を取りやめする場合、電子入札システムにより、入札参加者全員に取止め通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに取りやめ通知書の内容を確認するものとする。

ただし、紙入札業者に対しては、紙入札と同一とする。

3-6-10 入札結果の公表

酒々井町は、開札を行った場合、入札結果を電子入札システムにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

また、酒々井町ホームページにより入札結果を参照できるようにするものとする。

3-7 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合

3-7-1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

酒々井町は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者による入札参加を認めるものとする。

- ①電子入札導入のためICカード発行の申請中の場合
- ②ICカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合
- ③ICカードの失効および破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合
- ④パソコン、インターネット環境等のシステム障害およびやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合
- ⑤その他、酒々井町がやむを得ないと認めた場合

3-7-2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて

紙入札業者として入札に参加する場合、入札参加申込締切日時までに「紙入札方式参加届出書」（第2号様式）を酒々井町へ持参し提出するものとする。

また、電子入札業者として入札に参加したのち、前項②、③および④の理由により、電子入札システムを利用できない場合、入札書受付締切予定日時までに「紙入札方式参加届出書」を酒々井町へ持参し提出するものとする。

ただし、紙入札業者として入札参加申込をした後の電子入札業者への変更は認めないものとする。

3-7-3 紙入札業者の提出期限および提出場所について

紙入札業者として入札に参加する場合の一般競争入札参加資格確認申請書および入札書等の提出期限、提出場所および提出方法は「紙入札方式参加届出書」（第2号様式）を酒々井町に提出した時、通知されるものとする。

3-7-4 紙入札業者の再度入札について

酒々井町は、再度入札となった場合3-6-5の規定により再度入札を実施するため、紙入札業者は開札場所にて「入札書」（第3号様式）を提出するものとする。

4 システム障害等の取扱いについて

4-1 発注機関のトラブル

酒々井町は、電子入札システム用サーバー又はネットワークなどに障害が発生し、入開札事務が処理できないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入開札事務の延期または紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、酒々井町は、状況に応じて酒々井町ホームページ、電子メールまたは電話、FAX等の手段により入札参加者に連絡・公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

4-2 電子入札業者のトラブル

4-2-1 入札参加希望者がICカードを紛失または破損した場合

電子入札業者は、電子入札の参加途中にICカードを紛失または破損した場合、速やかに3-7の規定により紙入札業者として入札に参加する手続きを行うものとする。

また、電子入札業者は、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後は新たに利用者登録を行うものとする。

4-2-2 プロバイダ障害、回線障害または認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害又は認証局障害の場合、インターネット接続業者または認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-7の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

また、入札参加者は、電子入札参加前に、インターネット接続業者又は認証局等のホームページのアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

4-2-3 停電が起こった場合

入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-7の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

4-2-4 その他の場合

入札参加者は、上記以外の事象により電子入札に参加できなくなった場合、また

は電子入札に関する質問等がある場合、ちば電子調達システムポータルサイトに掲載してある、「よくある質問」を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。

また、上記により対応できない場合は、ちば電子調達システムサポートデスクまたは入札執行担当課に連絡し、その指示に従い対応するものとする。

5 不正行為等の取扱いについて

5-1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

酒々井町は、入札参加者が次に掲げる場合その他ICカードを不正使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消すなど、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。

不正使用等した場合の例示

- ①他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ②代表者または利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者または利用者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③同一条件に対して、故意に複数のICカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出して入札に参加した場合

5-2 添付された書類にウィルス感染があった場合

3-3-5または3-5-4の規定により、酒々井町が警告したにもかかわらず有効な処置を講じず、再度ウィルスに感染した書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うものとする。

附 則 （平成21年10月30日告示第79号）制定
この告示は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 一部改正
この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年酒々井町告示第39号）一部改正
この告示は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式（3-3-1関係）

提出書類一覧表

年 月 日

（あて先）酒々井町長

住 所
商号又は名称
代 表 者
（受任者）

入札参加に必要な下記の書類について別途提出します。

記

1. 工事等の名称 _____

2. 工事等の場所 _____

3. 提出書類名

(1) _____ ページ数： _____

(2) _____ ページ数： _____

(3) _____ ページ数： _____

(4) _____ ページ数： _____

(5) _____ ページ数： _____

4. 提出方法（□にチェックを入れてください。）

郵 送

持 参

第2号様式（3-7-2関係）

紙入札方式参加届出書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

住 所
商号又は名称
代 表 者
（受任者）

㊞

下記案件について、酒々井町電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札方式による参加を届出ます。

記

1. 工事等の名称 _____

2. 工事等の場所 _____

3. 電子入札システムに参加できない理由（□にチェックを入れてください。）

ICカードの取得手続中

新規取得 記載事項変更のため再取得 失効・破損等による再取得

その他（具体的に記入してください。）
